

## 武豊町保育所運営審議会委員公募要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、武豊町保育所運営審議会条例（昭和48年条例第34号）第2条第1項第1号（以下「1号委員」という。）及び同項第5号（以下、「5号委員」という。）に規定する委員の公募について、必要な事項を定める。

### (応募資格)

第2条 1号委員に応募することができる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 委嘱時に子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第6条に規定する小学校就学前子どもの保護者である者
- (2) 委嘱時に町内に住所を有する者
- (3) 委嘱時に中学校を卒業している者
- (4) 任期中の会議に出席可能な者
- (5) 本町の議会議員及び一般職員でない者

2 5号委員に応募することができる者は、前項第2号から第5号までに掲げる要件の全てに該当する者とする。

### (募集人数)

第3条 1号委員および5号委員を合わせた募集人数は、5人を上回らないこととする。

### (公募の方法)

第4条 応募者は、武豊町保育所運営審議会公募委員応募用紙（別記様式）に必要事項を記入し、募集期間内に持参、郵送、ファックス又はメールで提出するものとする。

### (公募の周知)

第5条 委員の公募に当たっては、広報たけとよ及び町ホームページに掲載して周知する。

### (選考委員会の設置)

第6条 公募により委員を選考するため、武豊町保育所運営審議会公募委員選考委員会（以下、「選考委員会」という。）を設置する。

- 2 選考委員会は、副町長、こども未来部長及び子育て支援課長をもって構成する。
- 3 選考委員会に委員長を置き、副町長をもって充てる。
- 4 選考委員会の事務局は、子育て支援課に置く。

### (委員長の職務等)

第7条 委員長は、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、教育長がその職務を代理する。
- 3 こども未来部長もしくは子育て支援課長に事故があるとき又は欠けたときは、子育て支援課長補佐がその職務を代理する。

(選考方法)

第8条 選考委員会は、武豊町保育所運営審議会公募委員応募用紙に記載されている事項を評価して、候補者を選考する。

(選考結果の通知)

第9条 選考結果は、応募者全員に通知する。

(庶務)

第10条 公募に関する庶務は、子育て支援課においてこれを処理する。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この要領は、令和8年5月1日から施行する。